

## 指定学校変更審査基準

大山崎町内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の規定により指定される就学指定学校の変更の申立についての審査は、次の条件をすべて満たし、かつ、下表に該当する場合に承認するものとします。

なお、標準処理期間は、申立書提出日から2週間としています。

(条件)

1. 申請時において大山崎町民であること
2. 保護者が通学途上の安全について責任を持って対処することを承諾すること
3. 変更期間満了後は本来の指定学校に転学することを承諾すること
4. 学校施設の運営上問題がないと判断されること
5. 教育委員会が必要と認める書類等が添付又は提示されること

区 分		指定学校変更事由及び期間	添 付 書 類	申請時期
1 居 住 地 事 由	①町内転居した場合	学年の途中で町内転居したときは、その学期末（小学校6年生は卒業）まで在籍している学校への就学を承認する。（学年の区分は転居届出日の属する年度を基準とする。ただし、小学校5年生の修了式以後は小学6年生に進級したものとみなす。）	なし	転居届出時
	②新校区に転居することが決まっている場合	家屋売買契約書等により新校区への転居が確認できるときは、住所を異動するまでの期間新校区の学校への就学を承認する。（転居後は新学校への通常の就学となる。）ただし、転入学予定日（新入学は入学日）と住所変更予定日が同一の年度であること。	売買契約書、建築確認書、工事請負契約書、賃貸借契約書等新校区への転居が客観的にわかるものの写し	転居前 新入学の場合 は入学前
2 家 庭 的 事 由	③家庭の事情により教育的配慮が必要な場合	両親の離婚、災害等のため転居する場合で、転校又は他学校への入学が当該児童生徒に著しい精神的負担を強いることになると認められるときは、必要な期間在籍している学校又は入学予定学校への就学を承認する。（期間は協議する。）	事由申立書	転居前 新入学の場合 は入学前

区 分	指定学校変更事由及び期間	添 付 書 類	申請時期	
④登校前又は下校後に保護者が不在の場合 (小学生に限る)	保護者の勤務（自営業を含む。）の都合により、登校前の相当な時間又は下校時から相当な時間保護者が不在になるときは、卒業まで祖父母宅等の校区学校への就学を承認する。ただし、登下校に支障がないこと。	事由申立書 祖父母等の同意書 就労証明書	随時 新入学の場合は入学前	
3 身体的事由	⑤身体的事由により教育的配慮が必要な場合 (治療を含む)	身体上の理由から指定学校（転居による変更後の指定学校を含む。）に通学することが困難であることが客観的に推測されるときは、必要な期間指定学校を変更する。（期間は協議する。）	事由申立書 医師の診断書等 通学困難であることが客観的にわかるもの	随時 転居の場合は転居前 新入学の場合は入学前
4 教育的事由	⑥いじめに関し教育的配慮が必要な場合	いじめにより心身の安全が脅かされているとき又は脅かされることが十分予見できるときは、卒業まで指定学校を変更する。	事由申立書	随時 新入学の場合は入学前
	⑦不登校に関し教育的配慮が必要な場合	指定学校以外への学校へ入学することで不登校になっている状態からの改善が見込まれるときは、卒業まで指定学校を変更する。	事由申立書	随時 新入学の場合は入学前
	⑧その他教育的配慮が必要な場合	その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるときは、必要な期間指定学校を変更する。（期間は協議する。）	事由申立書	随時 新入学の場合は入学前
5 その他の事由	⑨通学区域外就学の兄弟と同一の学校への就学を希望する場合	学期途中転居で兄弟が卒業まで指定学校の変更許可を受けているため、弟妹も同一の学校に就学希望する場合は、学年末まで指定学校を変更する。	事由申立書 転出入異動通知書	随時

注1：許可願には印鑑が必要です。

注2：卒業までの期間になっても学年末で区切り、学年ごとに期間更新することがありますので、ご了承願います。

注3：審査に当たり、教育委員会は必要に応じ学校長等の意見を求めることがありますので、ご了承願います。

※ 審査基準に関わらず、就学についての相談は随時受け付けていますので、ご相談ください。